

第四十八回国会 産業公害対策特別委員会 議 録 第十号

昭和四十年四月二十八日(水曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 保科善四郎君

理事 天野 公義君

理事 奥野 誠亮君

理事 重盛 寿治君

理事 熊谷 義雄君

村山 達雄君

山本 幸雄君

肥田 次郎君

門司 亮君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

總理府事務官 鈴木 喜治君

資源局長 鈴木 喜治君

厚生政務次官 徳永 正利君

厚生技官 館林 宣夫君

環境衛生局長 館林 宣夫君

通商産業事務官 島田 喜仁君

通商産業事務官 島田 喜仁君

通商産業事務官 馬郡 巖君

通商産業事務官 馬郡 巖君

委員外の出席者

議員 中井徳次郎君

議員 吉川 兼光君

議員 厚生 技官

環境衛生局長 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

通商産業事務官 橋本 道夫君

につき、その補欠として山村新治郎君、中井徳次郎君及び吉川兼光君が議長の指名で委員に選任された。

委員山村新治郎君及び中井徳次郎君辞任につき、その補欠として川野芳満君及び細谷治嘉君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日
公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十一名提出、衆法第三〇号)

同月二十二日
水質汚濁防止及び漁場荒廃対策に関する諸願(壽原正一君紹介)(第二九六六号)

同(木村武千代君紹介)(第三〇七九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公害防止事業団法案(内閣提出第九七号)

公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、第四十七回国会衆法第八号)

公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十一名提出、衆法第三〇号)

○保科委員長 これより会議を開きます。

中井徳次郎君外二十一名提出の公害対策基本法案及び吉川兼光君外一名提出の公害対策基本法案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。

中井徳次郎君。

公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十一名提出)

公害対策基本法案

目次
前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 公害の防止に関する施策(第九条―第十六条)

第三章 公害対策委員会の設置(第十七条)

附則

健康で文化的な生活を営むことは、国民の権利であり、財産権の行使が公共の福祉に適合すべきものであることは、近代国家における普遍の原理である。しかるに、わが国においては、企業における社会的責任感の欠如等によつて公害が発生し、これにより国民の健康、静穏な日常生活、財産等が侵害されつつある。

近時、公害現象の顕在化により、公害対策に関するいくつかの立法がなされたといふものの、これらはほとんど応急対策の域を出ず、工業の著しい発達と都市における人口の過度の集中等は、今後ますます公害の発生を増加させる傾向にある。

しかも、公害の多くは、その影響が急激に顕現するものでなく、緩慢かつ隠微であつて、長時間にわたつて生ずるものであること、その影響と発生源との間の因果関係を科学的に究明することが著しく困難であること等からみて、このまま推移すれば、その害毒はついに国家及び国民の消長にも重大な影響を及ぼすおそれがある。

ここに於いて、われら国民は、公害の増大がその発生源たる企業の存立をも否定しなければならぬという重大な問題であることを認識するとともに、公害対策については、企業、国及び地方公共団体が一體となつてあらゆる努力をなし、国民がこれに協力すべく、その政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

第一条 この法律は、公害の発生を防止に関する企業の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体による総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、もつて国民の健康、静穏な日常生活、財産等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、次の各号に掲げるものをいふ。

一 ばい煙、粉じん又はガスの排出又は放散による大気の汚染で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは機械工具その他の物件を侵食し、又はこれらのおそれのあるもの

二 汚水、廃液又は汚物等の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路への排出又は投棄による水質の汚濁で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは水道用水、かんがい用水、工業用水等の利水の便等を害し、又はこれらのおそれのあるもの

三 悪臭の発散による相当期間の臭気のびまん、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活に障害を与え、又はこれらのおそれのあるもの

四 警笛音、作業音、爆竹等の音響による相当期間の騒音で、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活の静穏を害し、又はこれらのおそれのあるもの

五 作業場の衝撃によるたびたびの地盤の振動で、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活の静穏を害し、若しくは工作物その他の施設の効用を害し、又はこれらのおそれのあるもの

六 地下水、天然ガス等の採取による地盤の沈下で、地域的に、工作物その他の施設の効用を害し、若しくは高潮、出水等による災害を

生じ、又はこれらのおそれのあるもの

(企業者の責務)

第三条 工場又は事業場の設置者及び管理者(以下これを「事業者」という)は、その工場又は事業場の操業につき、公害の発生を防止するため、万全の措置を講ずる責務を負う。

2 物の製造、加工等を業とする事業者は、その製造、加工等をされた物が使用されることによつて公害が発生しないように、その物の品質、構造等について、改善の措置を講ずる責務を負う。

(国の施策)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の発生を防止に関し、その政策全般にわたる、必要な施策を総合的に講じなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、自ら公害の発生を防止に関する施策を講ずるとともに、国の施策に協力しなければならない。

(一般国民の協力)

第六条 国民は、公害の発生を防止するため、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(公害の防止に関する実施計画等)

第八条 政府は、公害の防止に関する十年ごとの目標を定め、その目標を達成するための実施計画を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に、前項の計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 公害の防止に関する施策

(公害に関する研究、調査等)

第九条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態

調査並びに公害の発生を防止方策の研究及び公害防止施設等の技術開発を行なわなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定に準じて公害に関する研究及び調査を行なうよう努めなければならない。

3 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査並びに公害防止施設等の技術開発を行なう場合において、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓蒙)

第十条 国及び地方公共団体は、事業者その他国民に対し、公害の発生を防止の重要性について認識させる等その啓蒙のために必要な措置を講じなければならない。

(公害の防止に関する許容限度及び基準の設定)

第十一条 国は、第二条第一号又は第二号に掲げる公害の発生を防止するため、大気汚染又は公共用水域における水質汚濁についての許容限度を定めるとともに、ばい煙、粉じん若しくはガスの大気中への排出若しくは放散又は汚水若しくは廃液の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路等への排出について、大気汚染又は水質汚濁についての許容限度に対応した基準を定めるよう必要な措置を講じなければならない。

2 国は、第二条第四号から第六号までに掲げる公害の発生を防止するため、警音音、作業音、爆音等の音量、作業場の衝撃による地盤の振動又は地下水、天然ガス等の採取についての基準を定めるよう必要な措置を講じなければならない。

(企業に対する規制)

第十二条 国は、工場又は事業場の操業による公

害の発生を防止するため、工場若しくは事業場の開設前における公害防止施設等の確認又は操業開始後における公害防止施設等の改善命令若しくは操業の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な措置を講じなければならない。

2 国は、物が使用されることによる公害の発生を防止するため、物の製造、加工等を業とする事業者等に対するその物の品質、構造、機能等の改善命令又はその物の製造、加工、販売等の停止命令等による規制制度の確立を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(その他の規制等)

第十三条 前条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、公害の発生を防止するため、適切な規制をする等必要な措置を講じなければならない。

(公害防止に関する助成)

第十四条 国及び地方公共団体は、事業者が公害の発生を防止するために設備その他の施設の設置等につき必要があると認める場合においては、これを助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、補助金の交付等の必要な措置を講じなければならない。

(都市の開発、整備等の際における公害に関する配慮等)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たつては、公害との関係を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、公害の発生している地域につき、当該公害の軽減又は除去のため、都市の再開発及び整備並びに工場移転等の適切な措置を講じなければならない。

(公害に係る救済制度等)

第十六条 国は、公害に係る被害者に対する医療の給付又は公害に係る被害についての原状回復の実施等による救済制度及びこれに要する経費についての事業者に対する分担金の賦課制度の

確立を図るよう必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害により被害が生じた場合における和解の仲介、損害賠償の裁定等による紛争処理制度の確立を図るよう必要な措置を講じなければならない。

第三章 公害対策委員会の設置

(公害対策委員会の設置)

第十七条 公害対策に関する行政事務を統一的に、かつ、公正に遂行するため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される公害対策委員会を置く。

2 公害対策委員会には、事務局及びその地方支分部局並びに公害防止研究所を置くものとする。

3 前項の事務局及びその地方支分部局には、公害の発生を防止に関する指導、監視、監督等のための技術的職員が配置されなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

理 由

公害が国民の健康、日常生活、財産等に著しい影響を及ぼしつつある実情にかんがみ、公害の発生を防止に関する企業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体による総合的かつ基本的な公害対策の確立を図り、国民を公害から保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中井議員 私は、ただいま議題となりました公害対策基本法案について、日本社会党を代表して、その趣旨を説明いたします。
公害問題がわが国においてやかましく論ぜられ、重大なる社会問題となりつつあることは、天下周知の事実であります。しかるに、これが対策につきましても、ばい煙の排出の規制等に関する法律、公共用水域の水質の保全に関する法律、工

場排水等の規制に関する法律等、二、三の法律があるのみでありまして、問題の重要性に反して、その法的措置がはなはだ不備であります。したがって、それに基づく行政もてんでんばらばらで、効果の見るべきものはありません。政府は、今国会において、わすかに公害防止事業団法案を提出しておりますが、これも、公害が起つてしまつてからわずかの予算でそのあと始末をしようにするのであります。事実は徹底的な対策にすぎないのであります。公害につきましても、もつと大局的見地より抜本的、基本的な立場に立つて基本法を制定をし、それを出発点として、各種の具体的な法案をそれに付属せしめて、その体系を整え、もつて公害対策の完べきを期さねばならぬと私も考へます。そこで日本社会党はここに公害対策基本法を提出いたしました。公害対策の基本についてその立場を明確にして、国民生活から公害を守り、これを排除し、風光明媚、白砂青松のみことこの日本の国土を温存していきたいと考へてゐるのであります。

以下、その内容のおもなるものを説明いたします。まず第一に、公害に対する企業の責任を明確にし、そのたつたてゝることです。公害に関するこれまでの各種の調査報告等によりますと、その原因が明らかであるにもかかわらず、これが対策で企業がのがれ、またはのがれんとする傾向がはなはだ強いのであります。逆に、原因を不明確にするようにつとめたり、明確であっても責任をのがれて時間かせぎをいたしたりする傾向さえ強いのであります。そこで公害に関する企業の責任をここに明確にいたしたいと存じた次第であります。

第二は、したがつてこのうらはらとして、場合によりましては企業の営業停止まで考へていきたい。それを法文化いたしております。これが第二であります。

第三は、公害によって生じた損害の賠償その他については、その対策をいたしまして、地方的処

置にゆだねる前に第一次的に処置し得るとき前進的法案をうたいました。

第四には、公害に対する国の施策はもとよりであります。地方住民の代表であります地方自治体すなわち市町村及び府県にも公害排除に対する行政的責任を負荷して、これに対する財政的措置は要すれば国がめんどうを見ることにいたしました。すなわち地方自治体の国と異なる面、都市計画、汚物処理、上下水道等の本来の諸計画を通じて、その行政的施策と責任を明らかにいたしたいと思ふのであります。

第五には、国はこれらの施策を進める上に、もちろん総合的かつ財政的施策を行なつて、それに対する基本的事項を掲げておりますけれども、さらに、その実施機関をいたしまして若干名の委員よりなる行政委員会を設置することといたしました。そのもとに各地方に分局あるいは研究所を置き、さらに専門のコンサルタントを常置いたしまして、国の公害排除の万全を期したいと考へております。そうしてこの機関の構成その他については、別に法律にゆだねることといたしておるのであります。

最後に、国は公害に対する十カ年計画を作成して、これを広く公表し、毎年その経過を国会に報告する義務を政府に課しております。

以上が、われわれの提出いたしました公害対策基本法案の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。次第であります。

○保科委員長 吉川兼光君。

公害対策基本法案（吉川兼光君外一名提出）

公害対策基本法

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 公害の防止に関する施策（第九条―第十九条）

第三章 公害防止庁の設置等（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公害の発生の防止に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の確立を図り、もつて国民の健康、日常生活及び財産等を公害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 ばい煙、粉じん又はガスの排出又は放散による大気の汚染で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは機械工具その他の物件を侵食し、又はこれらのおそれのあるもの

二 汚水、廃液又は汚物の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路への排出又は投棄による水質の汚濁で、地域的に、多数の住民の健康を害し、動植物の生育を害し、若しくは水道用水、かんがい用水、工業用水等の利水の便等を害し、又はこれらのおそれのあるもの

三 悪臭の発散による相当期間の臭気のびまん、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活に障害を与え、又はこれらのおそれのあるもの

四 警笛音、作業音、爆音等の音響による相当期間の騒音で、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活の静穏を害し、又はこれらのおそれのあるもの

五 作業場の衝撃によるたびたびの地盤の振動で、地域的に、多数の住民の健康を害し、若しくはその日常生活の静穏を害し、若しくは工作物その他の施設の効用を害し、又はこれらのおそれのあるもの

六 地下水、天然ガス等の採取による地盤の沈下で、地域的に、工作物その他の施設の効用を害し、若しくは高潮、出水等による災害を生じ、又はこれらのおそれのあるもの

（国の責務）

第三条 国は、この法律の目的を達成するため、公害の発生の防止に関し、その政策全般にわたる、産業の健全な発展との調和を考慮しつつ、必要な施策を総合的に講じなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業につき公害の発生を防止するため、必要な措置を講ずるようしなければならない。

2 事業者は、公害の発生を防止するため、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（一般国民の協力）

第六条 国民は、公害の発生を防止するため、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第八条 政府は、毎年、国会に、公害に関する調査及び研究の成果並びに政府が公害の発生の防止に關して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る公害に関する調査及び研究の成果を考慮して公害の発生の防止に關し講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（公害に関する研究及び調査）

第九条 政府は、公害の発生を防止するため、総合的に、公害に関する科学的基礎研究及び実態

調査並びに公害の発生の防止方策の研究を行なわなければならない。

2 政府は、地方公共団体が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、国の施策との調整を図り、その研究及び調査について指導し、及び助成するものとする。

3 国及び地方公共団体は、事業者又は民間研究機関等が公害に関する研究及び調査を行なう場合においては、必要な指導及び援助その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害防止の啓蒙)
第十条 国は、事業者その他国民に対し、公害の発生の防止の重要性について認識させる等その啓蒙のために必要な施策を講じなければならない。

(大気汚染に係る公害の防止)

第十一条 国は、ばい煙、粉じん又はガスの排出又は放散による大気汚染に係る公害の発生を防止するため、大気汚染の許容限度並びにこれらの排出及び放散についての基準を定め、その処理方法及び処理施設の改善を図る等必要な施策を講じなければならない。

(水質汚濁に係る公害の防止)

第十二条 国は、汚水又は廃液の河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共用水域及びこれに接続する水路への排出による水質汚濁に係る公害の発生を防止するため、公共用水域における水質の汚濁の許容限度及びこれらの排出についての基準を定め、その処理方法及び処理施設の改善を図る等必要な施策を講じなければならない。

(悪臭に係る公害の防止)

第十三条 国は、悪臭の発散による臭気及び漫に係る公害の発生を防止するため、その処理方法の改善を図る等必要な施策を講じなければならない。

(騒音に係る公害の防止)

第十四条 国は、警笛音、作業音、爆竹等の音響による騒音に係る公害の発生を防止するため、その音量についての基準を定め、音響の発生に

ついて適切な規制をする等必要な施策を講じなければならない。

(振動に係る公害の防止)

第十五条 国は、作業場の衝撃による地盤の振動に係る公害の発生を防止するため、その振動についての基準を定め、振動の発生について適切な規制をする等必要な施策を講じなければならない。

(地盤沈下に係る公害の防止)

第十六条 国は、地下水、天然ガス等の採取による地盤の沈下に係る公害の発生を防止するため、その採取についての基準を定め、採取方法について適切な規制をする等必要な施策を講じなければならない。

(公害防止に関する助成)

第十七条 国は、事業者が公害の発生を防止するためにする設備その他の施設の設置等を助成するため、資金の確保及びあつせん、税制上の措置、補助金の交付等の必要な施策を講じなければならない。

(都市の開発、整備等の際における公害に関する配慮)

第十八条 国及び地方公共団体は、都市の開発及び整備並びに工場誘致等の計画の策定に当たっては、公害との関係を考慮し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公害に係る救済制度)

第十九条 国は、公害により被害が生じた場合における紛争処理等の救済制度を確立するために必要な施策を講じなければならない。

第三章 公害防止庁の設置等

(公害防止庁の設置)

第二十条 公害対策に関する行政を総合的に推進するため、別に法律の定めるところにより、総理府の外局として、公害防止庁を設置する。

(行政機関の整備等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国の施策又は地方公共団体の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の

改善に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、公害の発生の防止に関する指導、監視、監督等のために、特に技術的職員の配置について必要な措置を講じなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公害が国民の健康、日常生活及び財産等に著しい影響を及ぼしつつある実情にかんがみ、公害の発生の防止に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、総合的かつ基本的な公害対策の樹立を図り、国民を公害から保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉川(衆議員) 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公害対策基本法案の提案理由並びにその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

今日の公害は、特定の都市のみに見られるというように特別な現象でなく、いまや、その程度に差こそあれ、全国普遍のものとなっているのであります。この公害による生活環境の悪化は、単に地域住民の生命並びに財産をそこなうだけでなく、それが産業自体に与える経済上の損失、さらに社会全般にわたる被害という点ではかり知れないものがあるものであります。したがって、公害の防止は、国民のよき生活環境を維持する上で何をさておいても早急に解決されなければならない国政上の最重要課題の一つであると確信いたしますが、現実には、その施策の裏づけたるべき法の整備が不十分なために、公害を全国的に野放しにする結果を招いているのであります。

すなわち、現行法制においては、第一に、公害と認定する統一された定まった基準がなく、どれが公害で、どの程度以上が規制の対象になるのか全く明らかにされておりません。

第二に、公害の防止に関する最終責任は、国か、地方公共団体か、あるいは企業等の発生源であるのか、その責任所在が明らかでなく、そのため公害防止対策や被害に関する苦情処理等が円滑に推進されない事情にあります。

第三に、公害に関する基本的事項が定まっていないため、現在の公害関連法律はすべて事後法であり、事前にこれを防止するという十分な法的措置がとれない状態にあります。

以上の諸点から、今日の事態は公害を抜本的に防止するための基本法の制定を切実な問題として要請しており、本案を提案する理由もまさにここにあるのであります。

次に、法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一条では、ただいま申し述べましたことも含めまして、国及び地方自治体を中心した責任をなすこととして、公害を防止し公共の福祉確保に当たることがこの法律の目的とすることを明らかにいたしました。

第二条は、今日公害の概念がきわめて不明確である現状にかんがみ、これを一、大気汚染、二、水質汚濁、三、悪臭、四、騒音、五、振動、六、地盤沈下と六種類に分類規定し、それぞれが多数の住民の健康並びに動植物の生育を害し、もしくは日常生活の障害、経済上の損失等を招き、またはそのおそれのあるものと定義づけられた次第であります。

第三条では、公害の防止措置の実施を国の責務とし、そのための施策を国の責任において総合的に講ずべきことといたしました。

さらに、第四条におきまして、この国の施策に準じて地方公共団体もこれに協力する責務があることを明らかにした次第であります。

第五条は、事業者がその事業活動について、公害の発生を防止するための装置、施設の設置等、その必要な措置をとるべきことを責務とし、そのため国及び地方公共団体の施策に協力すべきこととしました。

なお、これら装置、施設の普及については相当

の費用を必要とするものもございまして、事業者の責務の円滑な遂行を期するため、第七条、第十七条におきまして、法制上、税・財政上、金融上、政府の行なうべき助成の基本をここに明らかにいたしました。

これら政府の行なうべき施策の具体案とその結果につきましては、第八条におきまして、これを毎年国会に報告すべきこととしております。

第二章は、国の行なうべき行政の基本を明らかにしたものでございまして、第九条では、現在公害対策上最もおそれております公害の実態調査、公害防止の科学技術の研究開発等を政府が率先して積極的に行なうべきこととしました。

第十一条より第十六条までは、さきの定義に述べました六種類の公害についてそれぞれの公害の許容限度を定め、それに伴って個々の排出及び放散等についての必要な規制基準を設けるべきことといたしました。

第十八条では、都市計画の策定に際しての公害防止配慮、第十九条では、公害にかかわる救済制度の整備とその必要規定を明らかにしてございまして、第三章では、公害防止行政の総合的な一元化のため、総理府の外局として公害防止庁を設置することといたしました。防止庁の組織並びに権限等の具体的内容につきましては別途法律で定めることとし、本法でその詳細を規定することを避けましたが、その基本的性格につきましては、防止行政の総合企画と立案、公害の実態調査並びに通産、厚生、農林の両省を初めとする各省間の権限、事務の連絡調整を行なうことによつて行政の総合性と積極的推進の原動力とすることが、本法にいう防止庁の趣旨であることをここに明らかにしておきたいと存じます。

以上が本案を提案する理由並びに法案の概要でございます。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○保科委員長 次に、公害防止事業団法案を議題といたします。

第一類第五号 産業公害対策特別委員会議案第十号 昭和四十年四月二十八日

質疑の通告がありますので、これを許します。肥田次郎君。

○肥田委員 質問の前にちょっとお伺いしたいのですが、この四月十七日の日付で出された厚生省の環境衛生局から出ておられるところの「企業公害対策所要額の試算」、これはいままでの審議の間にすでに出ておったのなら、私が欠席しておりましたので、申しわけないのですが、そうでなかったら、この資料の二ページの終わりのほうに、「四十年度の大気汚染、水質汚濁関係で五百八十二億円と六百五十七億円必要と推定される」と、こういうものと、いままでたびたび質問しておりますところの公害対策の年次計画というものとどういう関係にあるのか、御説明を願いたいと思っております。

○館林政府委員 この試算は厚生省の公害課の立場で予算を組み立てるために多数の仮説のもとに行なわれたものでございまして、今後公害対策のための施設面、経済面から詳細な調査の結果によりまして、さらに正確な数値を組み立てるべき必要は感じております。

○肥田委員 そういふことでしたら、本日はお約束によりまして、集約の意味で質問を簡略にいたしますから、答えもそのつもりで簡明にお答えをいただきたいのです。

まず産業公害対策というものの、これは非常に広範囲にわたることはもちろんであります。したがって、この広範囲にわたるものの中でまずどこに手をつけるか、これは非常にむずかしい問題であると思つておられる、この事業団の当面の目標が汚水対策に注がれておる。そしてそれから先の年次計画、いわゆる事業計画、特に計画的な年次計画といふものは、こういうものについて今日までたびたび明らかにされるように要望しておつたのですが、それもまだ明確にはされておらないと思つておられる。この関係についてお答えをいただきたいと思つておられる。

○館林政府委員 今回やや具体的にお示し申し上げましたものは、御指摘のとおり初年度の計画でございまして、今後この事業団として実施すべき全体的な計画は、總括的には新産都市あるいは工業特別地域あるいは京阪神、東京、神奈川、千葉といふような既存の地帯を重点的に進めたい、大ざっぱな対象としての計画は考えておりますけれども、四十年年度計画にお示し申し上げたような具体的な計画は、今後それらの地域の公害に對して具体的にいつくつてまいりたい、かように考えております。

○肥田委員 そうすると、こういうことになりまして、このたび審議の対象になつておられるこの事業団は、そういう年次計画に基づいて計画的に必要であるといふこととつくるといふような事業団ではなくして、何かこうほんとうにわかつくりの、これだけを目標にしてつくつた事業団というふうになつてしまつて狭義な事業団といふふうな解釈をせざるを得ないのですが、そういうことでよろしいですか。

○館林政府委員 この事業団の事業対象としましては、ただいま申し上げましたような、特に必要な地域における公害対策を全面的に取り上げていくことになるわけでございまして、たとえば新産都市を例にとつて申し上げますと、今後考えられるある新産都市地域の産業が、いかなる種類の産業がそこへ進出するかといふことは必ずしも今日では見通しがつかないわけでございまして、進出する産業の種類によりましては、発生する公害の種類も違つてまいります。したがって、これを予算に組み込むようなかなりこまかい意味合いの具体的な計画といふものは、そういう計画が具体的に出てまいりましてから設定せざるを得ないわけでございまして、この事業団が今後ただいま申しました地域の公害対策を全面的に取り上げる計画は当初から考えておられるわけでございまして、

○肥田委員 だかからいわけの公害対策というものを本質的に考えたところの事業団というものはなくして、当面の汚水処理というものを具体的にやりたいといふことでつくられるところの事業

団、あなたの言われていることと私の言っていることは全く反対のことを言っているのです。その場の当面の問題を処理するためにこの事業団をつくつたといふことであつて、いわゆる本来の目的であるところの公害対策という大きな意味で、この事業団というものが広範囲に広がつていくという性格のものであるのかないのか、これをお伺いしているわけなんです。

○館林政府委員 この事業団が事業目的としております分野の仕事は、全面的にこの事業団が分擔してまいるといふことでございまして、この事業団が汚水処理対策に限られるとかあるいは当初計画した地域のみに限られるとかいふような狭い範囲を考へておられるわけではございませんで、この事業団の事業範囲の仕事に關しましては、全面的に今後強力に推し進めてまいりたい、こういうことでございまして。ただそれを今後昭和四十一年度は幾ら、四十二年度は幾らといふような具体的な計画として今日設定したいといふ点をただいま申し上げたわけでございまして。

○肥田委員 そうすると、そういう将来のいわゆる計画、今日まで質問のたびごとにお伺いしておつたところの年次計画といふものがもう少し明確にできないのかといふことについては、これは不可能だ、こういうことになりまして、かりに不可能だとしても、やる意思といふものははっきりあるのだ、こういうことになると、このやる意思を明確にする手段といふものはどういふ方法でやられることになりまして、一体だれがやるのですか。

○島田(喜)政府委員 ただいまお話の事業団というものが、今度予算が通りまして、こゝで法案の御審議を願つておられるわけでございまして、重ねて申しますが、公害対策の中で特に過密化している、言いかえれば公害が集中的に発生している地域をとかくこの事業団でやつていく、こういう考え方がございまして、本年度は一年間の計画でございまして、この事業団が発足いたしますと、事業団といたしましては、いまお話の計画をつくること

と、あなたの言われていることと私の言っていることは全く反対のことを言っているのです。その場の当面の問題を処理するためにこの事業団をつくつたといふことであつて、いわゆる本来の目的であるところの公害対策という大きな意味で、この事業団というものが広範囲に広がつていくという性格のものであるのかないのか、これをお伺いしているわけなんです。

○館林政府委員 この事業団が事業目的としております分野の仕事は、全面的にこの事業団が分擔してまいるといふことでございまして、この事業団が汚水処理対策に限られるとかあるいは当初計画した地域のみに限られるとかいふような狭い範囲を考へておられるわけではございませんで、この事業団の事業範囲の仕事に關しましては、全面的に今後強力に推し進めてまいりたい、こういうことでございまして。ただそれを今後昭和四十一年度は幾ら、四十二年度は幾らといふような具体的な計画として今日設定したいといふ点をただいま申し上げたわけでございまして。

に非常にむずかしい点などがございますけれども、やはり年次の計画をつくつてまいるような方向で進むことが必要だと思います。その計画は事業団がつくるわけですが、この事業団に対しては、通産、厚生両省が指導、監督をいたしまして、その計画の面につきましても指示してまいりたい、このように考えております。

○肥田委員 事業団のいわゆる能動性というものはきわめてあいまいな性格だということにならざるを得ない。いわゆる監督機関であるところの厚生、通産両省から強力な指示を与えて、その指示によって事業計画を立てる。そしてその予算の裏づけが行なわれる。ここで初めて事業団といものが動くわけなんです。事業団そのものが自分の意思で積極的に動くという面はきわめて少ないというところは、今日までの質疑の中でもわかつておるもので、したがって、そういうことだけでこの事業団というのに対してわれわれが期待をしていいのかどうかということに多分に疑問がある。その疑問を解明することについてもう少し明確な答えというものができませんか。たとえば、先ほどから社会党あるいは民社党から提案のあったような公害対策基本法、こういう公害対策基本法といううなものがある。そして国とそれから地方の関係が明確に位置づけられ、そして公害の性格というものが明確にされて、そしてその明確な基準の上に立つてこれらに対する措置を講ずる、こうなると、もういやおうなしに事業団も動かさざるを得ないし、公害発生その源であるところの通産省においても、それから衛生管理の大元締めであるところの厚生省においても、これらに対して積極的な動きができる、こういうことになると思うのです。柱が一本欠けている。柱が一本欠けたまままで公害対策を積極的にやろう、そのために事業団が幅広い大きな目標を立てた、こういうことになつておるので、柱が抜けたところの、大黒柱のなところの事業団といものができたところで、たいして期待はできないのじゃないか、こういう

ことを私は言つておるわけなんです。ですから、この事業団といものは、通産省があるいは厚生省が、それだけの裏づけをして、そして事業団に対して、そのときに必要な、いわゆる事業計画を立てさせるか、この積極的な意思といものは、ただ監督という面だけでは不十分だ、そういうことを私は言つておるわけなんです。ここで、大臣も時間の関係があるようですから、この点で大臣にお伺いしたいのですが、いま私が申し上げましたように、この事業団といものが積極的に活動するためには、どうしても強力な柱がなければいけない。その柱といものは、公害対策基本法を除いてないだろう。一つの基準を明確にして、そして公害とはいかなるものか、この公害についてはいかなる措置を講じなきゃならないか、このことが規定づけられて、初めて通産省も厚生省も積極的にこれらと取り組める。そして事業団はその全能力をあげて、公害防止の措置、施策を講じていく、こういうことになつておるのです。したがって、大臣にお伺いしたいのは、公害対策基本法といものを、これが必要であると考えて、これらについて、この法案が通過したあとですみやかに手をつけられる意思があるかないか、このことについてお伺いしておきたいと思ひます。

○櫻内閣内務大臣 この公害問題が本日のように取り上げるようになるまでの過程が水質保全法、あるいはばい煙規制法、地盤沈下に対する工業用水法、こういうことで大体三十三年から逐次問題に対処して、いま申し上げたような法案が出てきたと思ひます。私の觀察では、この公害問題といものは、はっきり基本法をつくるまでの各種の要件といものが完全に備つてきておるかどうかという点については、私自身それほど自信がないのです。いま言うような、三十三年から逐次問題になつてきた、こういうようなことであつたので、現在公害対策推進連絡会といふようなものを総理府に置きまして、そして水質汚濁や大気汚染、あるいは地盤沈下、その他の問題

を統括していくところまでできたわけですね。遠い将来を考えますならば、基本法のようなものが、これは必要性が起きてくるかと思ひますが、いまの段階ではまだそこまでいっておらない。これはただいま社会党、民社党のほうから基本法の要綱についての御説明などもございました。多少私どもがテンポがおそいような立場でございしますが、私としては、まだそこまでいっておらないんじゃないか、こういうふうに見ておるのであります。

○肥田委員 私は勘が悪いので、大臣、繰り返してお伺いしますが、産業公害といものは実は通産省がその源なんです。ですから、産業公害といものは、いわゆる産業上に起こるころの弊害といものが国民の衛生上に、あるいはその他の非常広い範囲にわたつてそれだけの影響を与えておるかということについて、仕事のほうは忙しくてそのほうはまだ十分考へておらない、だから基本法などといものは、いまのお答えですと必要はないといふふうな、こういうお考え方ですか。

○櫻内閣内務大臣 工場がある地域に一つならは、そこから出るばい煙も、公害までいかないかもわからないが、しかし、それがだんだんたくさんになつて公害になつてきた、こういうふうな発生過程がございします。同時に、そういうふうになつてきたときに、そういう害を与えてはいけなかつたといふので初めて技術開発も行なわれてくる。その技術開発のほうもいまの現状で満足すべきかどうかといふことを考へてみると、それは不十分だと私は思ひます。それから、いま言うような、ど

の地域にどれだけの工場ができて、そしてこの範囲のばい煙が出ればそれが公害だ、こういうきめ方についてもなお条件が十分でないと思ひます。一方において公害技術も、この公害がやかましくなつたから検討されておる、こういう状況ですね。それからばい煙のほうはそれとして、水質の汚濁にしても、こういう状況ならば、それじゃもう一つ水質が汚濁しないような技術を取り入れていこうじゃないかといふことで、これもいま現に開発が行なわれている。こういうことでご

ざいますから、いまそういう過程で何かものさしをつくつてしまふということには非常に困難性があると私は思ひます。

大体が、この公害対策といものは、いま申し上げたように、三十三年からまず水質の問題が出た、ばい煙の問題が出た、こういうことですね。また、われわれ通産省の中でも公害技術に対しての開発をいま一生懸命にやつておる。こういう過程だから、その過程においてもものさしがつくり得るかどうかといふことを考へると、なかなかむずかしい。したがって、この公害問題は各省にまたがつてのいろいろな問題があるから、それは連絡協議会でひとつ見ていこう、しかし、基本法はいつつくるのか、こうなつていくと、いまの段階ではまだちょっと早いのではないか、こういう解釈なんです。

○中井委員 いま櫻内さんからの御答弁を伺つておりますと、一応はごもつとものようなことでもあつたのですが、しかし、公害の基本は、はっきり言えば、厚生省の立場からいへば大いに積極的に進めていきたいし、通産の立場からいへば、要するに科学技術とそれからバランスとの関係があつて、特にバランスの関係でござつておる。この間、特にならぬといふ一般的な評価をしたくなつたのです。そういうことについて、ひとつもつと深く考へていただけたらぬものであろうか。公害を出しているからバランスがとれるのではなくて、公害をなくしたほうがバランスがとれる場合もこのごろ出てきておる。科学技術との関係、そういうものについてもつと積極的な姿勢が望ましいのではないかと私は思ひます。どうも先ほどの御答弁を伺つておりますと、非常にむずかしいとか、あるいは研究過程であるとか、こつと言ひますが、これはやるかやらないかの腹がまえが非常に大きな意味を持つのであります。一つの産業でも、ある地域においては、私はきょうは具体的に名をいしはいたしませんけれども、ガソリンの精製過程で、ちゃんと硫酸を取つてバランスのとれている会社がある、これは初めからそういう設備があ

る。ところが一方では、大きな企業でなければ、そういう設備がない。いまからやるのはたいへんだからほうってある。こういうふうな関係がどうもあるように私は思うのです。ですから、フランスがとれないからほうっておくのではなくして、やはりそこに企業の怠慢というものが私はあると思うのです。ですから、基準が非常にむずかしいというところはわかりませんが、むずかしい、むずかしいでほうっておいては、いつまでたっても片がつかない。そこでその追込みとして、私どもは基本法というのを、これは大きな網でありまして、大きな網でありますから、いろいろ欠点もあろうと思ひます。あろうと思ひますけれども、なおかつそれを出しておく必要があるのじゃないかという点なのです。この点についての、私は大臣の率直な見解を伺っておきたい。これが一つ。もう一つは、ひとつどこかでやめてごらんない。どこかで政治としてやる。たとえば隅田川のあの汚濁をきれいにする、国がひとつ取り上げて、総理の命令で、あなたやら、厚生大臣、建設大臣等が音頭をとってやる、何億かつてもやってみる、私はできると思ふのです。そういうことから片づけていく。一方は大きな網をかけて、一方は具体的にやっていく、目にも物を見せる。もうその時期にきておる、私もはこう思うのです。この二つをまずお尋ねしておきます。

それからもう一つは、何回もお尋ねするのはなんですか。これでやめるのですか、今度の公害防止事業団、これのことしの計画によりまして、何か少し工場を移転するとか汚水を少しくするとかそういうことですが、たとえば尼崎とかあるいは川崎とか、あるいは東京でも江東地区とか、あるいは北九州のほう、悪質は良貨を駆逐するといひますか、非常にいいところであったが大きな工場がきて居すわつてしまつた。だからむしろ住宅を築ける以外に築きやうがない。工場を築きやうと思へば、何十億、何百億かかる、いわゆる住宅移転ですな。工場移転しやなくて住宅移転だ。そういうことをこの公団は積極的に推進するの

るか、将来においてするであらうと思ひますが、ことしあたりはそういうことを考へておるのかどううか。小さい工場移転というよりなこともありましようけれども、そういうことです。そうしてそういう場合に、そういうことについて企業がどれだけ責任を持つのか。これまで行なわれておりましたことは、問題が起りますと地方自治体、市町村長や知事に陳情をする、それでいかなければ、今度は国にいく、わあわあ、わあわあ陳情しておるだけであつて、肝心の原因を起した大企業なんというものがなかなか言を左右にして動かさない、こういうことについてやはり一定の政府としての基本的な態度をきめられる時期じゃないのか。政府が勧奨をして、そして企業にもつと積極的な協力をさせる、かなり積極的にそういうものについてやるというふうな考えを、もう出ておられると思ひますが、出ておられたら具体案を伺いたい、出てなければ大いにやつてもらいたい、こう思ひます。

この三つの問題についてひとつ國務大臣として、佐藤さんのかわりのようなつもりで櫻内さんから御回答を賜りたい、こう思ひます。

○櫻内國務大臣 私、就任以来公害問題を、非常に重要性があるということで強く推進してまいつたつもりなんです。その結果が今回の公害防止事業団というふうなものに、不十分ながらもこまごまできてまいつた、こう思ひます。また、公害技術の開発について、本年度の予算に相当盛り込んでまいつたやうなわけでございまして、お話のように、公害防止のための一つの網をかけて、そして公害防止のためにつとめるといふことは当然だと思ひます。私もそういう心がけでいくのであります。ただ先ほど申しましたように、公害防止の技術というものがまだほんの初歩だと思ひます。この大気を汚染するとか、水を汚染するとかいうけれども、その水を汚染する、大気を汚染するといふものの中には、これを回収すれば有効な資源があると思ひます。しかしそれが採算的にうまくいくかいかないかというふうなこともあ

うかと思ひます。そういう点からいたしまして、皆さん方は、いま大きな網の一つとして基本法を早くつくれと言ひますが、私は、まだそれは基礎的な条件というものが十分でないのじゃないか、こういうことを申し上げておるわけでございまして。それから、隅田川のようなものをひとつモデルに取り上げて、積極的にやるがよろう、これはもう御趣旨全く同感でございます。現在隅田川に對する浄化施策というものは、これは各省にまたがっておりますけれども、相当な対策になつておると私は思ひます。たとえば隅田川関係の公共下水道事業というものの計画としては、これが二百五十二億圓、それから河川浄化事業としての利根の導水、河底浚渫等、これが四十一億六千万圓、開渠、中小企業近代化資金の融資等についても十億圓見当というふうなことで、政府及び地方公共団体の四十年に予定されておる隅田川の浄化対策はおおむね三百億圓ぐらいになつておるのであります。これは私のまことに概算でござい

ますけれども、大体そんな見当になつておると思ひますが、今後御趣旨を体しまして、隅田川の浄化といふものを、これをモデルに積極的にやるということについては全く同感でございます。それから、公害防止事業団の今後の施策についてのいろいろ御注文があつたわけでございまして、公害防止事業団がこの法律の示す目的に沿つて、今後各種の施策を講じようといふことについて、御説明するまでもないと思ひますのであります。本年度不十分であるといふことは、とりあへず公害が問題となつておる地域についてまず施策をやろうといふやうなことで、隅田川あるいは四日市市等を中心にして共同処理施設や、移転用地の造成、共同福利施設のような建設事業、あるいは融資事業としての共同処理施設、工場、アパート、居住、企業の防除施設などを考えたわけでございまして。今後におきましては、いま中井委員の

お示しになつたやうなことも十分勘案しながら、この公害防止事業団の事業内容を拡充せしめていきたいと思ひます。

○中井委員 承りましたが、そこで、隅田川はいへん経費をかけてやるというのだが、いまの見通しでは、いつごろまでにきれいになるのですか。

○櫻内國務大臣 私、いつごろまでということとは十分承知いたしませんから、担当のほうから答へさせます。

○館林政府委員 ただいま通産大臣からお答え申し上げましたように、隅田川の浄化は総合施策でいま行なわれているわけでございまして、この事業団が企業側の排水を処理する、他面、建設省の工事で利根川から水を導入いたしまして、隅田川へ大量きれいな水を流すというやうなこと、並びに厚生省が隅田川の周辺の下水道を完備するといふ、それらの総合施策によりましてきれいにしようとしておるわけでございまして、その目標年度は昭和四十八年度でございます。

○中井委員 これで終わりますが、いま隅田川の関係を伺つただけでも、下水道をやるとか、建設省が水をよけい流すとか、公団が二十億のうちの何億使うか知らぬが、やるとかいつています。私の聞きましたところによると、これは一つの例ですが、何でも米俵から馬ふん紙をつくる工場が隅田川のごく近所に二十軒ばかりある。米俵は一万の東京都の住民の食糧の包装物であります。これはたいへん毒物を流すといふことが、もうずいぶん前からわかつておる。わかつておるが、それ一つがでない、何ともできない、というふうなことを、私は実は聞いておるのであります。でございまして、原因がわかつておるものは、非常に多いんじゃないか。多いのになぜそれをやらな

る百年河清を待つがごとし、いまのお話では十年河清を待つだけでも、これは何省がなににする、かに省がなににするというようにことごとく変なあれでなければ、後藤新平さんのような人が出まして、大いに科学的技術を総合的にやる、新渡戸さんなんかを使つてやるというような、そういう政治が行なわれぬことにはこれはあかんぞなと思う。これは同僚の委員諸君も御賛同だと思ふ。そうすれば案外金がかからぬ。そこで何十億、こゝで何十億という大げさなことを言つて、何かもてあそんでいふような感じがした。この点は特に強く一四十八年になるというふうなことを言つて、少なくとも一、二年の間にやるぐらいの馬力でひとつやつていただきたい。モデルケースが四十八年では全然だめです。その時分には私も死んでしまふ。イギリスにおきましては、チームズ川をきれいにしてしうじやないかというので、去年あたりから大いにやつておるといふことであります。思い切つて二、三年でやつてもらふように強く私は希望いたしました。質問を終わります。

○肥田委員 通産大臣が出かけられたので、通産大臣がおられないときに通産大臣の考え方に触れなければならぬので、これはあとであなたのほうからよく言つておいてください。

私も、通産大臣の言われたことはきわめて短かつたから、通産大臣の気持ちがいかにことごとく思ふところの、やはり本質的なもの、考え方というものが非常に隔たりがあるといふことは感じました。それはどういふことかといふと、たとえば、いま現実に通産大臣はものを考えておられるから、これらに対して規制を加へると、いわゆる生産面で大きな障害ができてきて、生産面に影響を与えるだろう、こういうところに気を使つておられるといふことはよくわかる。ところが公害対策を位置づけることについては、産業生産面の技術上の問題と、それから公害といふものの性格、これは別に考えてもらわなければいけないと思ふのです。これを一緒にする

と、責任上どうもそれには意思を明らかにしたい、こういうことになる。けれども、産業生産上から起つてくる公害はこれとこれとこれは認めなければならぬといふことにならなければ、公害対策といふものはできないと思ふのです。ですから、その点についてあなたのほうではどういふふうにお考えになっておるか、これは大切なことですからお伺いしておきたいと思ひます。

○島田(喜)政府委員 大臣の先ほど答へされた趣旨は、こういふふうには私は推定をいたします。

御承知のように、日本の経済が進展した、産業が進展してまいりました。技術の進歩とともに、公害問題といふものが産業面から起つてくると思ひます。公害が起つてくるといふよりも、公害の発生原因といふのが出てまいりと思ひます。産業が進展して日本経済が進展すると同時に、生活環境がよくなるためには、そこに起つてくる公害の発生を技術的に除くことが基本的な対策だと思ひます。それが解決すれば産業も発展するし、生活環境に対して公害が起つてこないといふことになると思ひます。そういう意味では何となく技術面——たとえば企業から汚水なりあるいは煙害なりの公害が出てこないような対策、まずそれをそこのとめることが第一だと思ひます。もしこれが可能であるとすれば、産業の発展と社会環境の改善とが並立するわけでございます。ところがその技術が、遺憾ながら、努力はいたしておりますけれども、その公害の発生を防止し、同時に社会環境に影響を与えない程度の可能な設備といふものが、経済的にもまだ明らかでないといふところに私は問題があるかと思ひます。そういう問題は技術的に確かに推進ができておりますから、これはいろいろな方法で、国も民間も含めて推進をしなければならぬ、これが第一だと思ひます。

同時に、今度は既成工業地帯あるいは過密地帯におきまして、すでに公害が発生するような状況に実はなつておるわけですから、これはとにかく、企業はちろんのこと、公共団体も国もあげてその公害発生集団的に起つておる状況を克服しなければならぬ、こういふふうにお考えを述べたが、現在起つておる責任の問題は相当広い範囲から責任を負つて、企業はちろんでございませうけれども、公共団体も国もこの公害を防止するためにあらゆる努力を払うという方向でいくべきであつて、その点では総合的に、基本法という抽象的な議論という問題もこれはもちろん必要でございませうし、前向きな姿勢としての考え方を繰り込むといふことも必要でございませうけれども、すでに公害問題につきましても、とりあへずその公害の発生を防止するための法律も、水の汚染あるいは煙害の問題については、すでにできておるわけです。できておりますからそれをできるだけ早目に実施をする。同時にいま申し上げました技術開発も要するに前向きにやつていく。それから同時に過密の、すでに公害が集中的に発生している問題については、いまお話しした事業団はまだ規模も考え方も予算も足りないとおっしゃるわけでございますが、その点は今後前向きに過密状況を具体的に取り除く実行舞台として今後進めてまいりたい、こういふふうにお考えを述べます。

○肥田委員 きょうは質問を簡単に早く打ち切ろうと思つていたのですが、こうなつてくるとなかなかそれはいいかないのです。島田さん、私はあなたの言われることはわかるのです。わかるけれども、肝心のポイントが違つておるんですよ。私らの言つておるの、産業公害といふものはやはりこれを位置づけて、ちゃんと公害とはいふかなるものぞといふことを位置づけて、それから対策を講ずるといふことにしなければいけないだろう、こういふもののお考え方をしているのです。ですから、その責任をどちらに持たすかといふことは、これは議論したらいけません。企業に持たすのか国が持つのかあるいはどこに持たすのかといふことはこれから議論したらいふことな

んです。けれども、今日産業公害といふものは、これはあなた言われるような、先ほど大臣がまだそこを手をつけれないといふような、おくれしておるといふような考え方なら私はまだいいと思ひます。けれども、いまあなたの言われるような考え方なら、これは本質的に違ふのです。あなたの言われることは、非常にうまくいふと巧みに長い時間をかけてぐるぐる半円を描いたくらい言われたけれども、この中にあるあなたの考え方を集約すると、産業上起つてくる公害と称するものの、名前ばかりに別にしておいて、産業上起つてくるものは、少々の害はあるけれども、これは当然のことなんだ、これを解決するのは技術上解決することなんだ、そして技術上まだそこまでいっていないから本来はこういふことは要らないんだ、こういふ考え方があなたの考え方の中にあります。われわれの言つておるのとは全然違ふ。産業上生まれてくるところのいわゆる必要悪といふものはやむを得ない。生産等に伴つて出てくる必要悪、どうしても出てくる害といふものはやむを得ないと思つておるけれども、その害毒といふものを受当なものとするような考え方を持つておらつては困る。害はあくまで害として、この措置は一体生産者がやるのか国にやつてもらふのか、この点は議論をしたらよろしい。けれども、出てくる害については害として認める。これは技術がまだそこまでいらないから、あるいはそれを別なものに転換すれば——まだ採算がとれない。そういういろいろな技術面の困難があるから産業公害についてはまだ十分手をつけれない、こういふ考え方は本質的に誤つておるし、これはわれわれの考えと相反する。この点ははっきりしてもらいたい。

○島田(喜)政府委員 ちょっと私のことばの足りなかつた点がありましたので訂正をいたしますが、私の申し上げましたのは、一例を申し上げますとだんだん現状転換あるいは技術の進歩とともに——具体的に申し上げますと、かりに重油を使つてくるようになりますと、重油をたけば亜硫酸ガス

が出てくるという技術的な問題を私は申し上げたわけでございます。したがって、重油を使わないということであれば産業が進歩しない。重油を使う場合に出てくる公害問題はかぬからこれは防がなければなりません。この考え方は全く先生と変わっておりません。ただそのときに亜硫酸ガスを煙の中から除く技術、もしくはもとと油の中から除くことができれば公害というものはなくなるというのを申し上げたわけでございます。公害を防止しなければならぬことはこれは当然でございます。その責任はまず企業にあることは当然だと思ひます。ただ問題は、今度中小企業になりますと、中小企業は過密地帯におきまして、とにかくすでにそういうところで生産を維持していかねばならぬ場合に企業に責任を負わせるというにしても、その企業には従業員もいるし、企業も成り立たないということになってはいけなから、やはり国なりその他が援助しながら今度の事業団のような対策を講じてまいりたい。したがって公害が発生することが当然であるとは毛頭思っておりません。公害というものが社会環境を悪くすることを未然に防ぐために技術問題につきまして申し上げたわけでございます。

○肥田委員 くだいようですかあまり言ひませんけれども、ある生産に携わっている人に尋ねたところ、たとえばふろ屋のおやじさんに、あなたのところの煙突からまっ黒な煙が出ていますか、こういう話をすると、まことにすみません、この煙でさぞ近所に迷惑をかけていることでしょう、ふろ屋のおやじさんはこう言ひますよ。煙突から黄色の煙をもくもくと出している工場で働いている工員の諸君は、心から、ほんとうに空気をきたなくして、それがためにこの周囲に住んでいる人がつらい目をしているのだ、みなこう言っているのですよ。この気持ちがあればいいのですよ。この気持ちが必要なのです。道を歩いてごみを捨てて、ごみを捨ててはいけないというこの気持ちが必要なのです。ですからこの気持ちが必要だということがあなたのほうではつきりわかっ

ていなければ、この公害対策というものは生まれつきませんよ。あといつでもそろばん勘定になつてしまふ、こういうことだらうと思ひます。考え方に對して變わりはないようにあなたに言われるけれども、もののとり方の時点がやはり違ふと思う。湯の中に入つていて水の中に入つたら冷たいだらうという気持ち、これはわかるけれども、湯の中に入つておいて水の中の冷たさというものはほんとうはわからないのですよ。あなたのことを聞いておるとそれほどの隔たりがあると思ひます。私が變に邪推をして聞くのではなしにそういうふうな受けとれまして、その点はつきり區別してものを言つてもならなければ、あなたのことを聞くとそのまゝ受け難いといわゆる直接生産面に携わっている人々がそういうふうなものをとつたら困りますから、私はこの点念を押しておきたいと思ひます。これは大切なことです。ほんとうに基本の問題なのです。

先般も、二十四日の朝日新聞にこういうことが出ていました。たしか板橋の中学校の生徒ですが、二、三十名がふらふらになつて出てきた。これは私あら読みした記憶だけです。記事とは違ひかまかりません。ふらふらになつて中毒症状を起した。たいへんだというので東京都からも衛生官が出ていつてそのあたりの空氣の調査をやつたところが、今度はそのあくる日の新聞にこういうふうな書きがあるのです。その原因を調べたところが、そうじゃなくて、周囲でゴムを燃やして、ゴムから出てくる有害ガスが授業中の生徒に對して影響してそして中毒症状を起してふらふらになつた、どうもそうらしい。ところが、ゴムが燃えて出てきたガスと一般の空氣、ゴムならだれでもわかりますよ。あの特別なにおいというものはだれでもわかるけれども、それがゴムのにおいだとかからなかつたほど、それはどその周囲の大氣というものは汚染されている。これはたいへんなことだ。こういう書き方を新聞はしておるのです。だからわれわれがこの中に住んでしまつておるからそれはど気がつかないように思ひけれど

も、實際われわれが住んでおる周囲の大氣の汚染というものは、これはたいへんなものだといふことになる。これなんか本質的に大氣汚染というものはどこからきておるのかという、これが明確にされておらないから、こういうふうなものとがあいまいになり、そして人間はその環境になれやすいから、苦しいければ苦しい環境の中でそのままでしんぼうしておる、こういうことになつておると思ひます。ですから、私は、繰り返してお伺ひしたいのは、いわゆる産業公害というものの對して、公害とはいかなるものかという、このことを規定するところの基本法——基本法といふことがあなたのほうでどうも耳ざわりなら、そういうものがあなたの公害の基本的な位置づけ、こういうものをやらねければ、實際に、取り締まる対象に困るでしょう、あなたの方のほうで具体的にこういう施設をしろ、こういう場合にでも困るでしょう。どうもこれはぐあい悪いらしいぞ、近所から苦情がくるから何とかしろ、この程度のことにはしかならない。国が大法をつくつて、国が法律をつくり、この法律に基づいてこれらに對して対策を講ずる。もちろん国も講じなければならぬ、こういうことにならなければいけないと思ひます。これについては徳永次官からでもこれに對する考え方——あなたのほうは當然衛生管理の立場でどうあるべきだらうと思ひますが、双方からひとつはつきりお考え方を伺つておきたいと思ひます。

○徳永政府委員 これまた基本法問題につきましては、總理が參議院の本院で明確に答えておりますが、それを一応簡單でございましてから読みますが、こういうことを言つております。「公害対策について基本法を設けたらどうか、こういうお話でございますが、ただいまより早く公害対策と取り組もうとしたらばかりでございまして、公害対策推進連絡會議が現状を十分把握し、將來のあり方を考えきかぬ、そういう際に、初めて、基本法が必要なりやいなや、かような段階になるものだと思います。もちろんただいまから研究するつもりではございまして、したがっていまし

て、今日基本法をつくるのかつかうらないとか、かように申すことは、やや早いのではないかと、かように私は思ひます。」と言つておられますが、これを私は翻訳いたしますと、新産業都市あるいは工特地域などの基本計画設定にあたりましては公害防止の見地から十分織り込んでまいりますし、またその織で地方自治体と強力に指導してまいつております。また既存の公害地域につきましても地方自治体を指導して、また、年次計画をつくらせて公害防止の推進をはかつてまいつておることも御承知のとおりでございまして、公害防止関係のい

わゆる既存の法律がそういうような実施と申しますが、推進力になり、規制をいたしておるのでございまして。しかし、今日におきましては、公害に對する基本的な諸問題としてなお検討すべき点あるいは解明が不十分な段階にあることも御指摘のとおりでございまして、これらの根本問題の解明につきましては、早急に努力いたしまして、必要に応じて法制的な措置を講じてまいりことも當然検討してまいらなければならないと思ひます。

○島田(書)政府委員 ただいま政務次官の言われたように、そういう基本的な問題については早急に検討してまいりたいと思ひます。

○肥田委員 それでは、この法案に對してまだまだ聞きだしておきたいことがたくさんあるのですが、この産業公害という問題については、國民あげて現在大きな問題としておるところでありますから、いま、徳永さんや島田さんからあいうる答弁がありましたので、これらに將來の大きな期待をかけて私の質問は終わりたいと思ひます。

○保科委員長 他に質疑はございせんか。なければ、これにて本案に對する質疑は終局いたしました。

○保科委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○保科委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○保科委員長 次に、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して丹羽兵助君外八名から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨説明を聴取することといたします。丹羽兵助君

○丹羽(兵)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、公害防止事業団法案に対する附帯決議を付すべしとの動議を提出します。

まず、案文を朗読いたします。

公害防止事業団法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあつて、次の事項について措置を講ずべきである。

一、公害防止事業団による公害防止のための事業を強化するため、その事業費を大巾に増額するとともに、運用条件等の改善に努めること。

二、公害防止事業団による事業の実効性を確保するため、緊急にその改善が要請されている産業公害が著しい地域について、重点的に業務を実施すること。

三、産業公害対策の基礎となる産業公害防止技術の研究開発を強力に推進すること。

四、新産業都市、工業整備特別地域の基本計画の実施にあつては、公害防止の観点から各般の施策を講ずること。

五、公害の基本に関する諸問題について、すみやかに所要の法的措置等を講ずるよう検討すること。

以上でございますが、その動議の趣旨につきましては、本法案についての審議のうちに十分尽くされておりますので省略をさせていただきますと思います。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いして、趣旨説

明にかえる次第であります。(拍手)

○保科委員長 以上で説明は終わりました。採決いたします。

本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保科委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、徳永厚生政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。徳永厚生政務次官。

○徳永政府委員 附帯決議の御趣旨を十分検討いたしまして、御趣旨に沿うよう努力してまいります。

○保科委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保科委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○保科委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会